

○浜松市中央卸売市場業務条例施行規則

昭和54年3月30日

浜松市規則第39号

改正昭和55年3月31日浜松市規則第34号

昭和63年3月31日浜松市規則第26号

平成元年3月31日浜松市規則第40号

平成5年12月24日浜松市規則第53号

平成7年3月31日浜松市規則第26号

平成7年10月31日浜松市規則第50号

平成9年3月28日浜松市規則第31号

平成10年3月26日浜松市規則第11号

平成11年3月31日浜松市規則第32号

平成12年3月31日浜松市規則第80号

平成13年5月25日浜松市規則第56号

平成15年3月26日浜松市規則第35号

平成17年3月2日浜松市規則第1号

平成17年3月24日浜松市規則第34号

平成18年3月24日浜松市規則第15号

平成19年3月30日浜松市規則第81号

平成20年9月30日浜松市規則第80号

平成22年2月25日浜松市規則第2号

平成24年2月27日浜松市規則第6号

平成25年2月26日浜松市規則第1号

平成26年2月25日浜松市規則第5号

平成26年2月25日浜松市規則第7号

平成28年2月26日浜松市規則第7号

平成29年2月27日浜松市規則第3号

平成31年2月21日浜松市規則第2号

令和元年6月21日浜松市規則第7号

令和2年3月31日浜松市規則第48号

[注] 平成18年3月から改正経過を注記した。

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者（第2条—第9条）

第2節 仲卸業者（第10条—第16条）

第3節 関連事業者（第17条—第21条）

第3章 売買取引及び決済の方法（第22条—第34条）

第4章 市場施設の使用（第35条—第44条）

第5章 監督（第45条・第46条）

第6章 市場開設運営協議会（第47条）

第7章 雑則（第48条—第52条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、浜松市中央卸売市場業務条例（昭和54年浜松市条例第37号。以下「条例」という。）の規定に基づき条例の施行について必要な事項を定める。

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者

（卸売の業務の許可の申請）

第2条 条例第6条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 取扱品目
- (3) 資本金又は出資の額
- (4) 役員の氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 卸売市場法施行規則（昭和46年農林省令第52号。以下「省令」という。）別記

様式第2号の例により作成した最近2年間における事業報告書

- (4) 当該事業年度開始の日以後2年間における事業計画書
- (5) 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面
- (6) 申請者が他の法人に対する支配関係（他の法人に対する関係で、次に掲げるものをいう。以下同じ。）を持っているときは、その法人の名称及び主たる事務所の所在地、その法人の総株主等（総株主、総社員又は総出資者をいう。以下同じ。）の議決権（株式会社にあっては、株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の数及び当該議決権の数のうち当該申請者が有する議決権の数、その法人に対する支配関係を持つに至った理由を記載した書面並びにその法人の定款、直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書並びに当該事業年度の事業計画書
 - ア 申請者がその法人の総株主等の議決権の2分の1以上に相当する議決権を有する関係
 - イ 申請者の営む卸売の業務に従事しているか又は従事していた者が役員の過半数又は代表する権限を有する役員を過半数を占める関係
 - ウ 申請者がその法人の総株主等の議決権の100分の10以上に相当する議決権を有し、かつ、その法人の事業活動の主要部分について継続的で緊密な関係を維持する関係（イに掲げるものを除く。）
- (7) 代表者の印鑑登録証明書
- (8) 役員履歴書
- (9) 役員住民票の写し及び身分証明書（本籍地の市区町村が発行する破産手続開始の決定の通知を受けていない旨の証明書をいう。以下同じ。）
- (10) 市町村民税納税証明書
- (11) 申請者が条例第6条第3項第3号から第7号まで及び第9号（アを除く。）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面
- (12) 申請者が条例第6条第4項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面
- (13) 役員の写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上

半身のもの)

(14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(保証金の預託)

第3条 条例第9条第1項の規定による保証金の預託は、市長が必要があると認める書類を添えて行わなければならない。

(保証金の額等)

第4条 条例第10条第1項の規則で定める額は、別表第1のとおりとする。

2 条例第10条第3項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 条例第10条第2項第1号及び第2号に掲げる有価証券 当該有価証券の額面金額に相当する額

(2) 条例第10条第2項第3号及び第4号に掲げる有価証券 当該有価証券の額面金額の100分の90に相当する額

(3) 条例第10条第2項第5号に掲げる有価証券 当該有価証券の時価の100分の80に相当する額

(名称の変更等の届出)

第5条 条例第14条第1項第1号に該当する場合における同項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が押印した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 開始、休止、再開又は廃止の別

(3) 休止又は廃止の場合にあっては、その理由

(4) 開始、休止、再開又は廃止の年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

3 条例第14条第1項第2号に該当する場合における同項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が押印した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 変更した事項及びその内容

(3) 変更の理由

- (4) 変更の年月日
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 4 前項の届出書には、当該届出に係る内容を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。
- 5 条例第14条第1項第2号の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 卸売業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (2) 第2条第1項第3号及び第4号に掲げる事項
- 6 条例第14条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書により行わなければならない。
- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 卸売業者の名称及び主たる事務所の所在地
 - (3) 解散の理由
 - (4) 解散の年月日
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 7 前項の届出書には、当該解散の事実を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。
- （卸売業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請）
- 第6条 条例第15条第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 譲渡人及び譲受人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 卸売の業務の許可の年月日
 - (3) 譲り渡す事業に係る取扱品目
 - (4) 譲渡し及び譲受けの予定年月日
 - (5) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 前項の規定による申請については、第2条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人である申請者についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第6号、第11号及び第12号中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。
- 3 条例第15条第2項の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、

かつ、合併の当事者の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 合併の当事者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 卸売の業務の許可の年月日
- (4) 合併の方法及び条件
- (5) 合併の予定年月日
- (6) 合併を必要とする理由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

4 前項の規定による申請については、第2条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての次に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、同項第6号、第11号及び第12号中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。

5 条例第15条第2項の分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 分割の当事者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 分割により卸売の業務を承継する法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (3) 卸売の業務の許可の年月日
- (4) 分割により承継させる卸売の業務に係る取扱品目
- (5) 分割の方法及び条件
- (6) 分割の予定年月日
- (7) 分割を必要とする理由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

6 前項の規定による申請については、第2条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人についての次に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第6号、第11号及び第12号中「申請者」とあるのは「分割により卸売の業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(事業の報告)

第7条 条例第17条の規定による事業報告書の作成及び提出並びに閲覧は、省令第7条第1項及び第2項に定めるところにより行わなければならない。

2 条例第17条の規則で定める財務に関する情報は、省令第7条第3項に定める情報とする。

3 条例第17条の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第7条第4項各号に掲げる場合とする。

(せり人の登録の申請)

第8条 条例第18条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者の代表者が押印した申請書により行わなければならない。

(1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

(2) 登録を受けようとするせり人の氏名及び住所

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 履歴書

(2) 住民票の写し及び身分証明書

(3) 条例第18条第4項第2号から第4号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

(4) 写真(縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの) 3枚

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

(せり人の登録等)

第9条 条例第18条第1項の登録は、せり人登録簿に次に掲げる事項を登載することにより行わなければならない。

(1) せり人の氏名及び住所

(2) 登録番号及び登録年月日

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第18条第3項の規則で定める登録証は、せり人登録証(第1号様式)とする。

3 条例第18条第3項の規則で定めるせり人章は、せり人章(第2号様式)とする。

第2節 仲卸業者

(仲卸しの業務の許可の申請)

第10条 条例第22条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、

かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 取扱品目
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額
- (4) 法人にあっては、役員の氏名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 申請者が法人である場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 最近2年間における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 代表者の印鑑登録証明書

キ 役員の履歴書

ク 役員の住民票の写し及び身分証明書

ケ 市町村民税納税証明書

コ 申請者が条例第22条第3項第3号、第4号、第6号、第8号、第9号及び第11号（アを除く。）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

サ 申請者が条例第22条第4項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

シ 役員の写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの） 2枚

ス その他市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 履歴書

イ 住民票の写し及び身分証明書

ウ 資産調書

エ 事業計画書

オ 印鑑登録証明書

カ 市町村民税納税証明書

キ 申請者が条例第22条第3項第3号から第9号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ク 申請者が条例第22条第4項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

ケ 写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの） 2枚

コ その他市長が必要があると認める書類

（保証金の預託）

第11条 条例第25条第1項の規定による保証金の預託は、市長が必要があると認める書類を添えて行わなければならない。

（保証金の額）

第12条 条例第26条第1項の規則で定める額は、取扱品目ごとに市長が定める市場施設の使用料の月額額の3倍に相当する額とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

（名称の変更等の届出）

第13条 条例第27条第1項第1号に該当する場合における同項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 開始、休止、再開又は廃止の別

(3) 休止又は廃止の場合にあっては、その理由

(4) 開始、休止、再開又は廃止の年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の届出書には、市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

3 条例第27条第1項第2号に該当する場合における同項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書に

より行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 変更した事項及びその内容

(3) 変更の理由

(4) 変更の年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

4 前項の届出書には、当該届出に係る内容を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

5 条例第27条第1項第2号の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

(1) 仲卸業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(2) 法人にあっては、第10条第1項第3号及び第4号に掲げる事項

6 条例第27条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書により行わなければならない。

(1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 仲卸業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）

(3) 仲卸業者の死亡の場合にあっては、その年月日

(4) 仲卸業者の解散の場合にあっては、その理由及び年月日

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

7 前項の届出書には、当該死亡又は解散の事実を証明する書類その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

（仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受け並びに合併及び分割の認可の申請）

第14条 条例第28条第1項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、譲渡人及び譲受人（法人にあっては、それらの代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 譲渡人及び譲受人の氏名及び住所（法人にあっては、それらの名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 仲卸しの業務の許可の年月日

(3) 譲り渡す事業に係る取扱品目

(4) 譲渡し及び譲受けの予定年月日

- (5) 譲渡し及び譲受けを必要とする理由
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 2 前項の規定による申請については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「譲受人である申請者についての次に掲げる書類並びに譲渡し及び譲受けに係る契約書の写し」と、同項第1号コ及びサ並びに第2号キ及びク中「申請者」とあるのは「譲受人である申請者」と読み替えるものとする。
- 3 条例第28条第2項の合併の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、合併の当事者の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 合併の当事者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 合併後存続する法人又は合併により設立される法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (3) 仲卸しの業務の許可の年月日
 - (4) 合併の方法及び条件
 - (5) 合併の予定年月日
 - (6) 合併を必要とする理由
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
- 4 前項の規定による申請については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人についての第1号に掲げる書類及び合併に係る契約書の写し」と、同項第1号コ及びサ中「申請者」とあるのは「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替えるものとする。
- 5 条例第28条第2項の分割の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載し、かつ、分割の当事者の代表者が押印した申請書を市長に提出しなければならない。
- (1) 分割の当事者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (2) 分割により仲卸しの業務を承継する法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - (3) 仲卸しの業務の許可の年月日
 - (4) 分割により承継させる仲卸しの業務に係る取扱品目
 - (5) 分割の方法及び条件
 - (6) 分割の予定年月日
 - (7) 分割を必要とする理由

(8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

6 前項の規定による申請については、第10条第2項の規定を準用する。この場合において、同項中「次に掲げる書類」とあるのは「分割により仲卸しの業務を承継する法人についての第1号に掲げる書類及び分割に係る計画書又は契約書の写し」と、同項第1号コ及びサ中「申請者」とあるのは「分割により仲卸しの業務を承継する法人」と読み替えるものとする。

(仲卸しの業務の相続の認可の申請)

第15条 条例第29条第2項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者が押印した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所
- (2) 仲卸しの業務の許可の年月日
- (3) 引き続き営もうとする仲卸しの業務に係る取扱品目
- (4) 被相続人の氏名、住所及び死亡の年月日
- (5) 被相続人からみた続柄
- (6) 業務開始の予定年月日
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の規定による申請については、第10条第2項の規定を準用する。

(事業報告書等の提出)

第16条 仲卸業者は、事業年度ごとに、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該仲卸業者（法人にあっては、その代表者）が押印した事業報告書を作成し、当該事業年度経過後90日以内に、市長に提出しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 仲卸業者の組織に関する事項
- (3) 仲卸しの業務の状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の事業報告書には、貸借対照表及び損益計算書その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

3 第1項に規定するもののほか、仲卸業者は、その月（市長が定める期間をいう。以下同じ。）の仲卸しの業務について、次に掲げる事項を記載し、かつ、当該仲卸業者（法人にあっては、その代表者）が押印した事業報告書を作成し、翌月10日までに、市長

に提出しなければならない。

- (1) 仲卸業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 販売をした物品の販売金額（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第3節 関連事業者

（関連事業者の業務）

第17条 条例第35条第1項の規則で定める業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 市場の取扱品目以外の生鮮食料品等の卸売、市場の取扱品目の保管、貯蔵、運搬等その他の市場機能の充実に資するものとして市長が必要があると認める業務
- (2) 飲食店営業その他の市場の利用者に便益を提供するものとして市長が必要があると認める業務

（関連業務の許可の申請）

第18条 条例第35条第1項の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 業務の内容
- (3) 法人にあっては、資本金又は出資の額
- (4) 法人にあっては、役員の名
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 申請者が法人である場合

ア 定款

イ 登記事項証明書

ウ 最近2年間における貸借対照表及び損益計算書

エ 事業計画書

オ 株主若しくは出資者又は組合員の氏名又は名称及びその持株数又は出資額を記載した書面

カ 代表者の印鑑登録証明書

キ 役員の履歴書

ク 役員の住民票の写し及び身分証明書

ケ 市町村民税納税証明書

コ 申請者が条例第35条第2項第2号、第3号、第5号、第7号、第8号及び第11号（アを除く。）に掲げる者に該当しないことを誓約する書面

サ 申請者が条例第35条第3項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

シ 役員の写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの）

ス その他市長が必要があると認める書類

(2) 申請者が個人である場合

ア 履歴書

イ 住民票の写し及び身分証明書

ウ 資産調書

エ 事業計画書

オ 印鑑登録証明書

カ 市町村民税納税証明書

キ 申請者が条例第35条第2項第2号から第8号までに掲げる者に該当しないことを誓約する書面

ク 申請者が条例第35条第3項に規定する者に該当する場合には、その旨を記載した書面

ケ 写真（縦3センチメートル、横2.4センチメートルで、無帽かつ正面上半身のもの）

コ その他市長が必要があると認める書類

(保証金の預託)

第19条 条例第37条第1項の規定による保証金の預託は、市長が必要があると認める書類を添えて行わなければならない。

(保証金の額)

第20条 条例第38条第1項の規則で定める額は、市長が定める市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額とする。ただし、当該保証金の額が100万円を超える場合は、市長が別に定める額とする。

2 前項本文の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(準用)

第21条 条例第41条において準用する条例第27条の規定による届出、条例第41条において準用する条例第28条第1項及び第2項の認可の申請並びに条例第41条において準用する条例第29条第2項の規定による申請については、それぞれ第13条から第15条までの規定を準用する。この場合において、第13条第5項第2号中「第10条第1項第3号及び第4号」とあるのは「第18条第1項第3号及び第4号」と、第14条第2項、第4項及び第6項並びに第15条第2項中「第10条第2項」とあるのは「第18条第2項」と読み替えるものとする。

第3章 売買取引及び決済の方法

(卸売業者の兼業業務の承認の申請)

第22条 条例第44条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者の代表者が押印した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 販売の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 販売の相手方の業務の内容
- (4) 販売の内容及び理由
- (5) 販売の予定年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(受託拒否の正当な理由)

第23条 条例第45条第3項の規則で定める正当な理由がある場合は、省令第6条各号に掲げる場合とする。この場合において、同条第5号中「法第4条第5項第5号の表の4の項」とあるのは、「条例第54条第1項」とする。

(仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売の報告)

第24条 条例第46条の規定による報告は、その月の卸売の業務について、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が押印した報告書により翌月10日までに行わなければならない。

- (1) 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 卸売をした年月日

- (3) 卸売をした物品の数量及び販売金額
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
(市場外にある保管場所の届出等)

第25条 条例第47条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 保管場所の名称及び所在地
- (3) 保管物品の種類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 条例第47条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 保管場所の名称及び所在地
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

3 条例第47条第3項の規定による報告は、その月の卸売の業務について、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が押印した報告書により翌月10日までに行わなければならない。

- (1) 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 保管場所の名称及び所在地
- (3) 卸売をした年月日
- (4) 卸売をした物品の品目、数量及び販売金額
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
(卸売業者の卸売の相手方としての買受けの報告)

第26条 条例第48条の規定による報告は、その月に買い受けた物品について、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者（法人にあっては、その代表者）が押印した報告書により翌月10日までに行わなければならない。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所
所の所在地）
- (2) 買い受けた年月日
- (3) 買い受けた物品の数量及び買受金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

(卸売の記録の提出)

第27条 条例第49条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 卸売をした年月日
- (2) 卸売をした物品の品名、数量及び販売金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第49条の規定による提出は、その日（市長が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。）に卸売を行った物品について、次に掲げる事項を記載し、かつ、提出者の代表者が押印した書面により販売終了後直ちに行わなければならない。

- (1) 提出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 前項各号に掲げる事項

(卸売業者及び仲卸業者以外の者からの買入れ物品の販売の報告)

第28条 条例第50条第2項の規定による報告は、その月に販売した物品について、次に掲げる事項を記載し、かつ、報告者（法人にあっては、その代表者）が押印した報告書により翌月10日までに行わなければならない。

- (1) 報告者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 販売した物品の数量及び販売金額
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(仲卸業者の兼業業務の承認の申請)

第29条 条例第51条第1項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した申請書により行わなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 販売の相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- (3) 販売の相手方の業務の内容
- (4) 販売の内容及び理由
- (5) 販売の予定年月日
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(卸売業者による売買取引の条件の公表等)

第30条 条例第54条第1項の規定による公表は、省令第5条に定めるところにより行

わなければならない。この場合において、同条第5号中「法第4条第5項第4号ロに掲げる方法として業務規程」とあるのは、「条例第58条」とする。

2 条例第54条第2項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者の代表者が押印した届出書により行わなければならない。

- (1) 届出者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項
(売買取引の結果等の報告)

第31条 条例第55条の規定による報告は、次の各号に掲げる事項を記載し、かつ、報告者の代表者が押印した報告書によって、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

- (1) その日（市長が定める時刻から翌日の当該時刻までの期間をいう。次号において同じ。）の卸売について次に掲げる事項 市長が定める時刻までに
 - ア 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - イ 主要な品目の卸売予定数量
 - ウ その他市長が必要があると認める事項
- (2) その日の卸売について次に掲げる事項 販売終了後直ちに
 - ア 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - イ 主要な品目の卸売の数量及び価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）
 - ウ その他市長が必要があると認める事項
- (3) その月の卸売について次に掲げる事項 翌月5日までに
 - ア 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - イ 卸売をした物品の販売金額
 - ウ その他市長が必要があると認める事項
- (4) その月の卸売について次に掲げる事項 翌月10日までに
 - ア 報告者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
 - イ 市況の概要
 - ウ 卸売をした物品の数量及び販売金額
 - エ その他市長が必要があると認める事項

2 前項第1号イ及び第2号イに掲げる事項の記載は、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 主要な産地と併せて記載すること。

(2) 前項第2号イに掲げる事項にあつては、価格を高値（省令第3条第2項第2号に規定する高値をいう。）、中値（同号に規定する中値をいう。）及び安値（同号に規定する安値をいう。）に区分して記載すること。

(3) 次に掲げる区分ごとに記載すること。

ア セリ売又は入札の方法による卸売

イ 相対取引の方法による卸売

（卸売業者による売買取引の結果等の公表）

第32条 条例第56条の規定による公表は、省令第8条（第2項第3号ハ及びニを除く。）に定めるところにより行わなければならない。この場合において、同条第1項第2号中「価格」とあるのは「価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）」と、同項第3号中「法第4条第5項第5号の表の4の項の規定並びに第5条第4号及び第6号」とあるのは「条例第54条第1項」とする。

2 前項の規定による公表は、次の各号に掲げる事項ごとに、それぞれ当該各号に定めるところにより行わなければならない。

(1) 省令第8条第1項第1号に掲げる事項 前条第1項第1号に定める時刻までに

(2) 省令第8条第1項第2号に掲げる事項 販売終了後直ちに

(3) 省令第8条第1項第3号に掲げる事項 翌月10日までに

（開設者による売買取引の結果等の公表）

第33条 条例第57条の規定による公表は、省令第3条に定めるところにより行わなければならない。この場合において、同条第1項第2号中「価格」とあるのは、「価格（消費税額及び地方消費税額を含む。以下同じ。）」とする。

（支払期日）

第34条 条例第58条第1項の規則で定める日は、卸売をした日の翌日から起算して2日を経過する日とする。

2 条例第58条第2項の規則で定める日は、買い受けた日の翌日から起算して2日を経過する日とする。

3 条例第58条第3項の規則で定める日は、卸売を受けた日の翌日から起算して7日を経過する日とする。

4 条例第58条第4項の規則で定める日は、販売を受けた日の翌日から起算して7日を経過する日とする。

第4章 市場施設の使用

(市場施設の使用指定の申請)

第35条 条例第61条第1項の規定による指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあつては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 使用の目的及び期間
- (3) 市場施設の種別、位置及び面積
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(市場施設の使用許可の申請)

第36条 条例第61条第2項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあつては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 使用の目的及び期間
- (3) 市場施設の種別、位置及び面積
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

(保証金の額)

第37条 条例第61条第4項の規則で定める額は、同条第2項の規定による許可に係る市場施設の使用料の月額額の6倍に相当する額とする。

2 前項の規定により算出して得た額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(用途変更、転貸等の承認の申請)

第38条 条例第62条ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあつては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 用途を変更し、又は転貸し、若しくは使用させる理由及び期間

- (3) 用途を変更し、又は転貸し、若しくは使用させる市場施設の種別、位置及び面積
- (4) 転貸し、又は使用させる場合にあっては、その相手方の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の申請書には、用途を変更し、又は転貸し、若しくは使用させる場所を示す図面その他市長が必要であると認める書類を添えなければならない。

（原状変更の承認の申請）

第39条 条例第63条第1項ただし書の承認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 原状に変更を加える内容及び理由
- (3) 工事の期間
- (4) 市場施設の種別及び位置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 設計図
- (2) 仕様書
- (3) 見積書
- (4) 工程表
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める書類

3 条例第63条第1項ただし書の承認を受けた者は、工事完了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書を市長に提出して検査を受けた後でなければ、これを使用してはならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 工事完了の年月日
- (3) 市場施設の種別及び位置
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項
（施設の返還等）

第40条 条例第64条本文の規定により市場施設を返還しようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、届出者（法人にあっては、その代表者）が押印した届出書を市長に提出しなければならない。

- (1) 届出者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所所在地）
- (2) 返還の期日及び理由
- (3) 市場施設の種別、位置及び面積
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 条例第64条の規定により市長の指定する期間内に市場施設を返還しないときは、当該期間の末日の翌日から返還を完了する日までの間についてその市場施設の使用料に相当する額を納付しなければならない。

（使用料）

第41条 条例第67条第1項に規定する規則で定める使用料は、別表第2のとおりとする。

（施設使用者の費用負担）

第42条 条例第67条第2項の規定により市長が指定するものは、条例第61条第1項の規定による指定又は同条第2項の規定による許可を受けた市場施設に係る電気、ガス、水道、冷房及び暖房の費用並びに蛍光灯、電灯、ガラスその他構造上重要でない部分の修理等に要する費用とする。

（使用料の納付期限）

第43条 条例第67条第5項に規定する規則で定める使用料の納付期限は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。この場合において、その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は土曜日に当たるときは、その翌日とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 販売金額により計算する使用料 当該月分を翌月25日
- (2) 使用面積により計算する使用料 当該月分を当月25日
- (3) 条例第67条第2項の規定により使用者が負担する費用 当該月分を翌月25日
- (4) 前3号に掲げるもの以外の使用料 市長が定める日

（使用料の減免の申請）

第44条 条例第68条の規定により使用料の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請者（法人にあっては、その代表者）が押印した申請書を市長に

提出しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 減免を受けようとする理由
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

第5章 監督

（身分証明書）

第45条 条例第70条第2項の身分を示す証明書の様式は、身分証明書（第3号様式）とする。

（改善措置命令の基準）

第46条 条例第71条第2項第1号の規則で定める率は、1とする。

2 条例第71条第2項第2号の規則で定める率は、0.1とする。

3 条例第71条第2項第3号の規則で定める連続する事業年度は、連続する3事業年度とする。

第6章 市場開設運営協議会

（会議）

第47条 浜松市中央卸売市場開設運営協議会（以下「協議会」という。）は、会長が召集し、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第7章 雑則

（入場の制限）

第48条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入場を制限し、又は退去を命じることができる。

- (1) 市場内において、暴行、脅迫その他秩序を乱す行為をする者
- (2) 他人の業務を妨害し、又は妨害するおそれのある者
- (3) 伝染性疾患のある者
- (4) 管理上必要な指示に従わない者

（自動車の登録）

第49条 条例第78条第2項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載し、かつ、申請

者（法人にあっては、その代表者）が押印しなければならない。

- (1) 申請者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 使用の目的
- (3) 自動車登録番号、車両番号又は標識番号
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める事項

2 前項の登録申請書には、自動車検査証又はこれに代わる書類その他市長が必要があると認める書類を添えなければならない。

（掲示事項）

第50条 市長は、次に掲げる場合は、その旨を市場内に掲示するものとする。

- (1) 条例第4条第2項の規定により休場日に開場しようとするとき又は休場日以外の日
に休場しようとするとき。
- (2) 条例第5条ただし書の規定により開場の時間を変更しようとするとき。
- (3) 条例第6条第1項の卸売の業務の許可をしたとき又は条例16条第1項若しくは第
2項の規定によりその許可を取り消したとき。
- (4) 卸売業者が卸売の業務を開始するとき、休止するとき、再開するとき又は廃止する
とき。
- (5) 条例第15条第1項の卸売業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可をしたとき又は同
条第2項の卸売業者の合併若しくは分割の認可をしたとき。
- (6) 条例第22条第1項の仲卸しの業務の許可をしたとき又は条例第30条第1項若し
くは第2項の規定によりその許可を取り消したとき。
- (7) 条例第28条第1項の仲卸業者の事業の譲渡し及び譲受けの認可をしたとき又は同
条第2項の仲卸業者の合併若しくは分割の認可をしたとき。
- (8) 条例第29条第1項の仲卸しの業務の相続の認可をしたとき。
- (9) 条例第35条第1項の関連業務の許可をしたとき又は条例第39条の規定によりそ
の許可を取り消したとき。
- (10) 条例第41条において準用する条例第28条第1項の関連事業者の事業の譲渡し
及び譲受けの認可をしたとき又は同条第2項の関連事業者の合併若しくは分割の認可
をしたとき。
- (11) 条例第41条において準用する条例第29条第1項の関連業務の相続の認可をし
たとき。

(12) 条例第52条の規定により売買を差し止めたとき。

(13) 条例第53条第3項の規定により衛生上有害な物品等の売買を差し止めたとき又は撤去を命じたとき。

(14) 条例第72条の規定により処分をしたとき。

(15) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるとき。

(様式)

第51条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な文書の様式は、別に定める。

(細目)

第52条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第1 (第4条関係)

部類	前年の卸売金額	保証金の額
青果部	100億円未満	500万円
	100億円以上150億円未満	600万円
	150億円以上200億円未満	700万円
	200億円以上	800万円
水産物部	100億円未満	500万円
	100億円以上150億円未満	600万円
	150億円以上200億円未満	700万円
	200億円以上	800万円

別表第2 (第41条関係)

種別	金額
卸売業者市場使用料	1月につき 1月の販売金額の1,000分の2.5に相当する額
仲卸業者市場使用料	1月につき 仲卸業者が条例第22条第1項の許可に係る取扱品目に属する物品を市場の卸売業者及び仲卸業者以外の者から買い入れて市場内において販売した場合におけるその買入れ物品の1月の販売金額の1,000分の2.5に相当する額
卸売業者売場使 卸売場	1m ² 1月につき 152円

用料	低温卸売場A	1m ² 1月につき 696円
	低温卸売場B	1m ² 1月につき 867円
仲卸業者売場使用料		1m ² 1月につき 990円
買荷保管・積込 所使用料	水産第1積込所	1m ² 1月につき 493円
	水産第2積込所	1m ² 1月につき 843円
	青果買荷積込所	1m ² 1月につき 552円
業者事務所使用 料	第1種事務室	1m ² 1月につき 880円
	第2種事務室	1m ² 1月につき 1,320円
	福利厚生施設	1m ² 1月につき 660円
倉庫使用料		1m ² 1月につき 550円
冷蔵庫使用料	冷蔵庫A	1月につき 750,514円
	冷蔵庫B	1月につき 372,219円
	冷蔵庫C	1月につき 372,219円
	冷蔵庫D	1月につき 372,219円
	冷蔵庫E	1月につき 372,219円
	冷蔵庫F	1月につき 1,119,695円
	冷蔵庫G	1月につき 1,119,695円
超低温冷蔵庫使 用料	超低温冷蔵庫A	1月につき 436,961円
	超低温冷蔵庫B	1月につき 436,961円
低温倉庫使用料		1m ² 1月につき 1,379円
果実低温倉庫・熟成施設使用料		1m ² 1月につき 1,122円
関連事業者施設使用料		1m ² 1月につき 1,430円
廃棄物処理施設使用料		1m ² 1月につき 986円
加工処 理施設 使用料	水産第1加工処理施設	1m ² 1月につき 493円
	水産第2加工処理施設	1m ² 1月につき 880円
	青果加工処理施設	1m ² 1月につき 493円
配送施設使用料		1m ² 1月につき 714円
金融施設使用料		1m ² 1月につき 990円
管理棟事務室使用料		1m ² 1月につき 880円
会議室	大会議室	1時間につき 1,100円

	小会議室	1時間につき 330円
土地使用料	消費税法施行令 (昭和63年政令 第360号。以下「政 令」という。)第 8条に該当する場 合	1m ² 1月につき 110円
	政令第8条に該当 しない場合	1m ² 1月につき 100円

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

第1号様式及び第2号様式を削る。

第3号様式中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に、「3.5cm」を「3cm」に、「2.5cm」を「2.4cm」に、「浜松市中央卸売市場 部」を「浜松市中央卸売市場」に改め、「有効期限 年 月 日」を削り、同様式を第1号様式とする。

第4号様式中「(第7条関係)」を「(第9条関係)」に、「 部」を「(取扱品目)」に、「第 号」を「(登録番号)」に改め、同様式の備考を次のように改め、同様式を第2号様式とする。

備考 1 材質 プラスチック

2 寸法 直径6cm

3 色

(1) 地色 黄色(青果物)

緑色(水産物)

(2) 文字 黒色(青果物)

白色(水産物)

4 記載

(1) (取扱品目)の箇所には、青果物又は水産物の別を記載

(2) (登録番号)の箇所には、せり人の登録番号を記載

第5号様式から第72号様式までを削る。

第73号様式中「(第82条関係)」を「(第45条関係)」に改め、「(表)」を削り、「第76条第1項」を「第70条第1項」に改め、同様式の裏面を削り、同様式を第3号様式とする。

第74号様式を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和2年6月21日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に交付された改正前の第3号様式によるせり人登録証及び改正前の第4号様式によるせり人章は、それぞれ改正後の第1号様式によるせり人登録証及び改正後の第2号様式によるせり人章とみなす。
- 3 前項に規定するもののほか、この規則の施行に伴い必要な経過措置は、市長が定める。